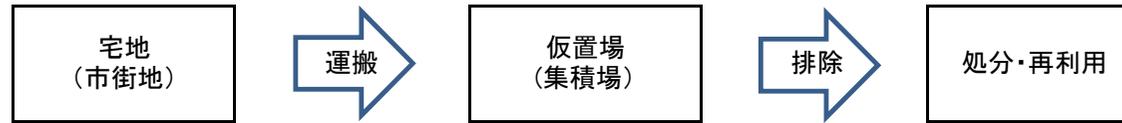


宅地内にあるガレキ混じりの土砂の排出に係る支援制度

	障害物の除去 (災害救助法)	災害廃棄物処理事業 (廃掃法に基づく国庫補助)	堆積土砂排除事業 (都市災害復旧事業国庫補助) ※対象は土砂のみ
宅地からの除去	△ (日常生活上欠くことのできない場所のみ)	△ (市町村※が行う場合)	△ (土砂の放置が公益上重大な支障となる場合)
集積場への運搬	○	○	△ (土砂の放置が公益上重大な支障となる場合)
処分場への運搬	○	○	○
実施主体	都道府県 (事務委任を受けた場合は市町村)	市町村	市町村

※市町村が事業を行う前に、所有者等が事業者へ依頼し、宅地からの撤去を行った場合の手続きについては、環境省にお問い合わせ願います。

土砂排除の堆積土砂排除事業(国交省)と災害等廃棄物処理事業の活用イメージ



環境省

災害廃棄物処理事業

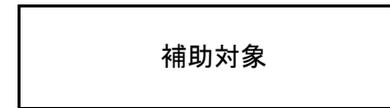
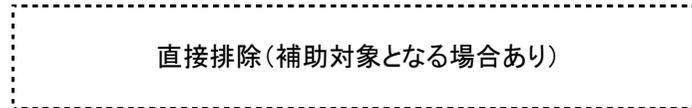
(ガレキが対象)
※土砂混じりガレキも容認
市町村負担4.3%



国土交通省

堆積土砂排除事業

(土砂が対象)
市町村負担2.5%



(連携のイメージ)

がれき・土砂混じりで民地から仮置き場までの費用は環境省。仮置き場で分別。がれきの仮置き場から先の処理は環境省、土砂の仮置き場から先の処理は国交省

環境省

災害廃棄物処理事業

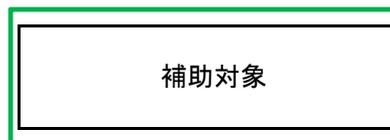
(ガレキが対象)
※土砂混じりガレキも容認
市町村負担4.3%



国土交通省

堆積土砂排除事業

(土砂が対象)
市町村負担2.5%



堆積土砂等の事業区分

○宅地内

【運搬】

【処分】

流木混じり土砂

分別

土砂

流木

国交省都市局(堆積土砂排除事業)

※国交事業は、二次災害のおそれや公衆衛生等公益上必要であれば、市町村による直接除去も積極的に実施可

※環境省事業は、市町村による直接排除可

ガレキ流木混じり土砂

分別

ガレキ

土砂

流木

環境省(災害等廃棄物処理事業)

○公共施設内

道路等公共施設

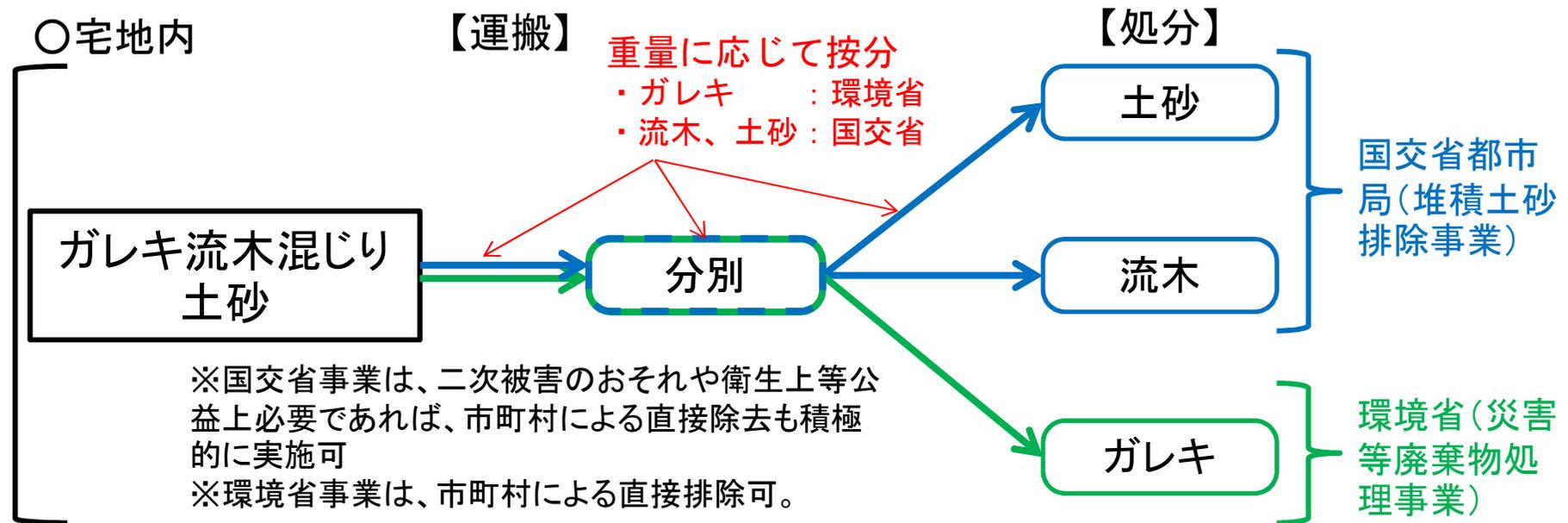
分別

処分

災害復旧事業

- 各事業は、査定前着工可
- 事前にどの事業でやるかを決定し、契約・業者等を分ける必要はなく、一体で実施可
- 事後的に、災害査定申請において、分類すればよい
- 堆積土砂の堆積厚の証拠(高さが分かる写真、計測)を残しておくこと
- 申請のワンストップ化を実施予定(環境省又は国交省都市局のどちらか一方に申請持ち込み可)

堆積土砂等の事業活用例(環境省事業と国交省を併用する場合)



- 各事業は、査定前着工可
- 事前にどの事業でやるかを決定し、契約・業者等を分ける必要はなく、一体で実施可
- 事後的に、災害査定申請において、分類すればよい
- 堆積土砂の堆積厚の証拠(高さが分かる写真、計測)を残しておくこと
- 申請のワンストップ化を実施予定(環境省又は国交省都市局のどちらか一方に申請持ち込み可)